

海運企業財務諸表準則案新旧対照条文

海運企業財務諸表準則（昭和二十九年運輸省告示第四百三十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 株主資本等変動計算書（第十六条～第二十三条）</p> <p>第四章 貸借対照表（第二十四条～第六十七条）</p> <p>第一節～三節（略）</p> <p>第四節 純資産（第六十条～第六十六条）</p> <p>第五節 雑則（第六十七条）</p> <p>第五章 附属明細表（第六十八条～第七十条）</p> <p>〔附則〕</p> <p>第一条 海運業を営む株式会社の損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表及びこれらの書類の附属明細表（以下「財務諸表」という。）は、この告示の定めるところにより作成するものとする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書（第十六条～第二十三条）</p> <p>第四章 貸借対照表（第二十四条～第六十七条の二）</p> <p>第一節～三節（略）</p> <p>第四節 資本（第六十条～第六十六条の五）</p> <p>第五節 雑則（第六十七条～第六十七条の二）</p> <p>第五章 附属明細表（第六十八条～第七十条）</p> <p>〔附則〕</p> <p>第一条 海運業を営む株式会社の損益計算書、利益金処分計算書又は損失金処理計算書、貸借対照表及びこれらの書類の附属明細表（以下「財務諸表」という。）は、この告示の定めるところにより作成するものとする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 他の会社等（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産宣告を受けた会社そ</p>

手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 (略)

イ (略)

ロ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていないこと。

ハ ホ (略)

三 (略)

3 (略)

4 (略)

一 子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等）その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 (略)

イ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当

その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 (略)

イ (略)

ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ ホ (略)

三 (略)

3 (略)

4 (略)

一 子会社以外の他の会社等（会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等）であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 (略)

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会

該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

口 水 (略)

三 (略)

四 複数の独立した企業(会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。)により、契約等に基づいて共同で支配される企業(以下「共同支配企業」という。)に該当する場合

5 (略)

6 この告示において、「自己株式」とは、財務諸表提出会社が保有する財務諸表提出会社の株式をいう。

第三条の二 (略)

一 (略)

二 たな卸資産の評価基準及び評価方法

三 八 (略)

第三条の四 財務諸表において注記すべき事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「規則」という。)の規定による。

第五条 (略)

2 (略)

(削る)

(削る)

社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

口 水 (略)

三 (略)

(新設)

5 (略)

(新設)

第三条の二 (略)

一 (略)

二 棚卸資産の評価基準及び評価方法

三 八 (略)

第三条の四 貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記する。

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の科目に属する収益で関係会社との取引により発生したものの金額が海運業収益の総額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記する。

4 関係会社との取引により発生した海運業収益で前項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が海運業収益の総額の百分の二

第六条 (略)

2 (略)

(削る)

(削る)

第九条 一般管理費は、適当と認められる科目に区分して記載する。

2 通常の取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、經常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下同じ。)に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、異常なものを除き一般管理費として、当該費用を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

(削る)

第九条の二 (略)

十を超える場合には、その旨及びその金額を注記する。

第六条 (略)

2 (略)

3 第一項の科目に属する費用で関係会社との取引により発生したものの金額が海運業費用と一般管理費の合計額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記する。

4 関係会社との取引により発生した海運業費用で前項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が海運業費用と一般管理費の合計額の百分の二十を超える場合には、その旨及びその金額を注記する。

第九条 一般管理費は、一般管理業務に関して発生したすべての費用を適当と認められる科目に区分して記載する。ただし、一般管理費の科目に一括して記載し、減価償却費、引当金繰入額及びこれら以外の科目でその金額が一般管理費の合計額の百分の五を超えるものについてそれぞれその科目及び金額を注記することを妨げない。

2 通常の取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、經常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下同じ。)に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、異常なものを除き一般管理費として、当該費用を示す名称を付した科目を別に設けて記載し、又は注記する。

第九条の二 一般管理費及び海運業費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記する。

第九条の三 (略)

第十条 営業外収益は、受取利息（有価証券利息を除く。）、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益及びその他営業外収益の科目に区分して記載する。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のものの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。

（削る）

（削る）

第十一条 営業外費用は、支払利息、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却、新株発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第九条第二項の規定により一般管理費として記載されるもの及び異常なものを除く。）、有価証券売却損及びその他営業外費用の科目に区分して記載する。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のものの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。

（削る）

（削る）

第十条 営業外収益は、受取利息・割引料（有価証券利息を除く。）有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益及びその他営業外収益の科目に区分して記載する。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のものの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。

2 前項の科目に属する収益で関係会社との取引により発生したものの金額が営業外収益の総額の百分の十を超えるものについては、その金額を注記する。

3 関係会社との取引により発生した営業外収益で前項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が営業外収益の総額の百分の十を超える場合には、その旨及びその金額を注記する。

第十一条 営業外費用は、支払利息・割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却、新株発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第九条第二項の規定により一般管理費として記載されるもの及び異常なものを除く。）、有価証券売却損及びその他営業外費用の科目に区分して記載する。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のものの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。

2 前項の科目に属する費用で関係会社との取引により発生したものの金額が営業外費用の総額の百分の十を超えるものについては、その金額を注記する。

3 関係会社との取引により発生した営業外費用で前項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が営業外費用の総額の百分の十

(削る)

(削る)

第十三条 (略)

2 前項の規定により税金引当額を区分して記載した場合においては、当該租税の種類を示す名称を付した科目を設けて記載する。

第三章 株主資本等変動計算書

第十六条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載する。

2 株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。当該区分及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

を超える場合には、その旨及びその金額を注記する。

第十二条の五 一株当たり当期純利益金額又は一株当たり当期純損失金額は、注記する。

第十二条の六 当期純利益又は当期純損 失の額に前期繰越利益金若しくは前期繰越損失金の額、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しによる利益の額、商法第二百八十九条第二項の規定により減少した利益準備金の額、自己株式処分差損、自己株式消却額又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配(以下「中間配当」という。)の額及び中間配当に伴う利益準備金の積立額を加減した額を当期末処分利益金又は当期末処理損失金として表示する。

第十三条 (略)

2 前項の規定により税金引当額を区分して記載した場合においては、当該租税の種類を示す名称を付した科目を設けて記載し、又はその主たる種類別の金額を注記する。

第三章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

第十六条から第二十条まで 削除

第十七条 株主資本は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載する。

2 株主資本に記載される科目の当事業年度変動額は、変動事由ごとに記載する。

3 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示する。

4 当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示する。

第十八条 その他利益剰余金は、第十六条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。

第十九条 評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載する。

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当事業年度変動額を一括して記載するものとする。

第二十条 評価・換算差額等は、第十六条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。

第二十一条 新株予約権は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載する。

第二十一条 利益金処分計算書に記載する利益金処分の内容は、次に掲げる科目に区分する。

一 当期末処分利益金

2 新株予約権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。

(削る)

(削る)

第二十二條 株主資本等変動計算書は、別表第二号表の例による。

- 二 利益金処分額
- 1 利益準備金
- 2 配当金
- 3 役員賞与金
- 4 資本金
- 5 任意積立金
- 6 その他
- 三 次期繰越利益金

2 第六十四條第一項第二号の任意積立金を取崩して当期の利益金処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益金に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した科目を設けて記載する。

3 第一項第二号5の任意積立金については、特別償却準備金、価格変動準備金、配当平均積立金その他当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目に更に区分して記載する。

4 その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、第一項の規定により記載したものと区分し、次に掲げる科目をもつて記載する。

- 一 その他資本剰余金
- 二 その他資本剰余金処分額
- 三 その他資本剰余金次期繰越額

第二十二條 損失金処理計算書に記載する損失金処理の内容は、次に掲げる科目に区分する。

- 一 当期末処理損失金
- 二 損失金処理額
- 1 任意積立金取崩額
- 2 その他資本剰余金取崩額



(削る)

第二十三条 削除

第二十五条 資産、負債又は純資産は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載する。

- 一・二 (略)
- 三 純資産

- 株主資本
- 資本金
- 資本剰余金
- 利益剰余金
- 評価・換算差額等
- 新株予約権

第二十六条 流動資産は、現金及び預金、受取手形、海運業未収金、その他事業未収金、短期貸付金(株主、役員又は従業員に対する短期貸

- 3| 利益準備金取崩額
- 4| 資本準備金取崩額
- 三| 次期繰越損失金

2| その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、前項の規定により記載したものと区分し、次に掲げる科目をもつて記載する。

- 一| その他資本剰余金
- 二| その他資本剰余金処分額
- 三| その他資本剰余金次期繰越額

第二十三条 利益金処分計算書又は損失金処理計算書の様式は、別表第二号表又は別表第三号表の例に、利益金処分計算書及び損失金処理計算書の勘定科目の内容は、この章に定めるもののほか、別表第十八号表及び別表第十九号表の例による。

第二十五条 資産、負債又は資本は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載する。

- 一・二 (略)
- 三 資本

- 資本剰余金
- 利益剰余金

第二十六条 流動資産は、現金・預金、受取手形、海運業未収金、その他事業未収金、短期貸付金(株主、役員又は従業員に対する短期貸付

付金を除く。）、立替金（株主、役員又は従業員に対する立替金を除く。）、有価証券、貯蔵品、繰延及び前払費用（一年内（貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に費用となるべきものに限る。）、代理店債権、繰延税金資産（流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年以内に取り崩されると認められるものに限る。）及びその他流動資産の科目に区分して記載する。

2 親会社株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十五第二項及び第八百条第一項の規定により親会社の発行したものに限る。第四十条第二項第一号及び第二号並びに第四十一条において同じ。）のうち貸借対照表日後第一年以内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目をもつて別に記載する。

### 第三十一条 削除

### 第三十二条（略）

金を除く。）、立替金（株主、役員又は従業員に対する立替金を除く。）、有価証券、貯蔵品、繰延及び前払費用（一年内（貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に費用となるべきものに限る。第三十一条第二項において同じ。）、代理店債権、繰延税金資産（流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年以内に取り崩されると認められるものに限る。）及びその他流動資産の科目に区分して記載する。

2 親会社株式（商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社の発行したものに限る。第四十条第二項において同じ。）は、流動資産に親会社株式の科目を別に設けて記載する。ただし、その金額が僅少である場合は、注記によることができる。

第三十一条 関係会社との取引に基づいて発生した受取手形、海運業未収金及びその他事業未収金の合計額が資産の総額の百分の一を超える場合には、当該受取手形、海運業未収金及びその他事業未収金の金額をそれぞれ注記する。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、海運業未収金、その他事業未収金及び第四十条第二項の規定により区分して記載されるものを除く。）、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記する。

3 前二項に規定する関係会社に対する資産で、前二項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が資産の総額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記する。

### 第三十二条（略）

一 (略)

二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除した残高を当該各資産の金額として表示する方法

第三十二条 有形固定資産は、船舶、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、器具及び備品、土地、建設仮勘定及びその他有形固定資産の科目に区分して記載する。

第三十五条 船舶、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、器具及び備品又はその他有形固定資産に対する減価償却累計額は、それぞれ当該資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に減価償却累計額の科目をもつて記載する。ただし、次に掲げる方法によることを妨げない。

一 (略)

二 減価償却累計額を当該各資産の金額から直接控除した残高を当該各資産の金額として表示する方法

第三十六条 船舶の減価償却については、定額法又は定率法（別表第十八号表の船舶の種類に掲げる船舶にあつては、定額法、定率法又は運航距離比例法）以外の償却の方法により行うことはできない。

2 (略)

3 前項の生涯運航可能距離は、当該船舶の最大航海速度（海上試運転における連続最大出力時の速度をいう。）に別表第十八号表に掲げる船舶の種類ごとに同表に定める係数を乗じて計算した値とする。

一 (略)

二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除した残高を当該各資産の金額として表示し、当該引当金を当該各資産科目別に又は一括して注記する方法

第三十二条 有形固定資産は、船舶、建物、構築物、機械・装置、車両・運搬具、器具・備品、土地、建設仮勘定及びその他有形固定資産の科目に区分して記載する。

第三十五条 船舶、建物、構築物、機械・装置、車両・運搬具、器具・備品又はその他有形固定資産に対する減価償却累計額は、それぞれ当該資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に減価償却累計額の科目をもつて記載する。ただし、次に掲げる方法によることを妨げない。

一 (略)

二 減価償却累計額を当該各資産の金額から直接控除した残高を当該各資産の金額として表示し、当該減価償却累計額を当該各資産科目別に又は一括して注記する方法

第三十六条 船舶の減価償却については、定額法又は定率法（別表第二十一号表の船舶の種類に掲げる船舶にあつては、定額法、定率法又は運航距離比例法）以外の償却の方法により行うことはできない。

2 (略)

3 前項の生涯運航可能距離は、当該船舶の最大航海速度（海上試運転における連続最大出力時の速度をいう。）に別表第二十一号表に掲げる船舶の種類ごとに同表に定める係数を乗じて計算した値とする。

第三十八条 無形固定資産は、のれん、借地権、ソフトウェア及びその他無形固定資産の科目に区分して記載する。

2 (略)

第四十条 投資その他の資産は、投資有価証券、出資金、長期貸付金(株主、役員又は従業員に対する長期貸付金を除く。)、株主、役員又は従業員に対する長期貸付金、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、繰延税金資産(第二十六条第一項の繰延税金資産を除く。 )及びその他長期資産の科目に区分して記載する。

2 次に掲げる資産は、それぞれ当該資産を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

- 一 関係会社株式(売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式を除く。以下同じ。)
- 二 関係会社社債
- 三 関係会社出資金
- 四 関係会社長期貸付金  
(削る)

第四十一条 親会社株式のうち第二十六条第二項に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもつて別に記載する。

第四十四条 繰延資産は、創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び開発費の科目に区分して記載する。

第三十八条 無形固定資産は、営業権、借地権、ソフトウェア及びその他無形固定資産の科目に区分して記載する。

2 (略)

第四十条 投資その他の資産は、投資有価証券、出資金、長期貸付金(株主、役員又は従業員に対する長期貸付金を除く。)、株主、役員又は従業員に対する長期貸付金、破産債権・更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、繰延税金資産(第二十六条第一項の繰延税金資産を除く。 )及びその他長期資産の科目に区分して記載する。

2 関係会社株式(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券に該当する株式及び親会社株式を除く。以下同じ。)、関係会社社債、関係会社出資金及び関係会社長期貸付金は、それぞれ当該資産を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

3 破産債権・更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用及びその他長期資産については、第三十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

第四十一条 削除

第四十四条 繰延資産は、創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費及び建設利息の科目に区分して記載する。

2 (略)

第四十六条 削除

第四十七条 削除

第五十三条 その他流動負債として記載すべきものうち、株主、役員又は従業員からの短期借入金その他の短期債務、未決算勘定その他の流動負債でその金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称人未決算勘定については当該未決算勘定の内容を示す名称)を付した科目を別に設けて記載する。

第五十四条 削除

2 (略)

第四十六条 有形固定資産又は無形固定資産について再評価を行った場合には、その旨及びその理由、当該再評価を行った年月日、当該資産の再評価前の帳簿価額、再評価額並びに再評価差額に関する会計処理の方法を注記する。

2 有形固定資産又は無形固定資産で再評価されているものがある場合には、その旨及び当該再評価年月日を注記する。ただし、再評価を行った事業年度から五年を経過しているもの又はその金額が重要でないものについては、この限りでない。

第四十七条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記する。

第五十三条 その他流動負債として記載すべきものうち、株主、役員又は従業員からの短期借入金その他の短期債務、未決算勘定その他の流動負債でその金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称(未決算勘定については当該未決算勘定の内容を示す名称)を付した科目を別に設けて記載する。

第五十四条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形、海運業未払金及びその他事業未払金の合計額が負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、当該支払手形、海運業未払金及びその他事業未払金の金額をそれぞれ注記する。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債務(支払手形、海運業未払金、その他事業未払金及び次条の規定により区分して記載されるものを除く。)、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記する。

第五十五条 固定負債は、社債、長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）、引当金（資産に係る引当金及び第四十九条の引当金を除く。第五十八条において同じ。）、繰延税金負債（第四十九条の繰延税金負債を除く。）、**負のれん**及びその他固定負債の科目に区分して記載する。

2 (略)

(削る)

第五十九条 その他固定負債として記載すべきものうち、株主、役員又は従業員からの長期借入金その他の固定負債でその金額が、負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を附した科目を別に設けて記載する。

**第五十九条の二 第三十八条に掲げるのれん及び第五十五条に掲げる負のれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負のれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。**

(削る)

(削る)

3 前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記する。

第五十五条 固定負債は、社債、長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）、引当金（資産に係る引当金及び第四十九条の引当金を除く。第五十八条において同じ。）、繰延税金負債（第四十九条の繰延税金負債を除く。）及びその他固定負債の科目に区分して記載する。

2 (略)

3 その他固定負債については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十九条 その他固定負債として記載すべきものうち、株主、役員又は従業員からの長期借入金その他の固定負債でその金額が、負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を附した科目を別に設けて記載する。

第五十九条の二 削除

第五十九条の三 偶発債務は、注記する。

第五十九条の四 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記する。

#### 第四節 純資産

第六十条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載する。

2 資本金は、資本金の科目をもつて記載する。

第六十一条 申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第二十五条の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を設け、新株式申込証拠金の科目をもつて記載する。

(削る)

第六十二条 (略)

一・二 (略)

2 (略)

(削る)

第六十三条 削除

2 前項の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。この場合において、割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載する。

#### 第四節 資本

第六十条 資本金は、資本金の科目をもつて記載する。

2 会社が発行する株式及び発行済株式の種類及び総数は、注記する。

第六十一条 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第二十五条の規定にかかわらず、資本金の次に新株式払込金又は新株式申込証拠金の科目を別に設けて記載する。

2 前項の場合には、当該株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰入れることが予定されている金額を注記する。

第六十二条 (略)

一・二 (略)

2 (略)

3 第一項第二号のその他資本剰余金は、当該剰余金の発生源泉を示す名称を付した科目に更に区分して記載する。

第六十三条 当該事業年度開始の日前二年以内に資本準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を行った場合には、当該準備金の名称、欠損てん補に充当された金額及び欠損てん補を行った年月(当該処分に係る決算について株主総会の承認があつた年月)を注記する。

第六十四条 利益剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金を示す名称を付した科目をもつて記載する。

- 一 (略)
- 二 其他利益剰余金

(削る)

2 (略)

3 其他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設定目的を示す科目又は繰越利益剰余金の科目をもつて記載する。

第六十五条 自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもつて記載する。

第六十五条の二 自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、第二十五条の規定にかかわらず、自己株式の次に自己株式申込証拠金の科目をもつて記載する。

第六十五条の三 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)

二 繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。)

三 土地再評価差額金(土地再評価法第七条第一項に規定する再評価差額金をいう。)

第六十四条 利益剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもつて記載する。

- 一 利益準備金
- 二 任意積立金
- 三 当期末処分利益金又は当期末処理損失金

2 (略)

3 第一項第二号の任意積立金については、第二十一条第三項の規定を準用する。

第六十五条 第六十三条の規定は、当該事業年度開始の日前二年以内に利益準備金又は前条第一項に規定する準備金で欠損を補を行った場合に準用する。

(新設)

(新設)



第六十六条 新株予約権は、新株予約権の科目をもつて記載する。

2 自己新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。ただし、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自己新株予約権の科目をもつて記載することを妨げない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第六十六条 商法施行規則(平成十四年 法務省令第二十二号)第一百二十四条第一号に規定する超過額及び同条第三号に規定する純資産額は、注記する。

2 商法以外の法律の規定により、商法第二百九十条第一項の規定による制限と同一の内容の制限を受けるものがある場合には、前項の規定を準用する。

3 契約により、利益の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記する。

第六十六条の二 資本の部に計上されるその他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。)の評価差額は、第二十五条の規定にかかわらず、利益剰余金の次にその他有価証券評価差額金の科目を別に設けて記載する。

第六十六条の二の二 自己株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金は、第二十五条の規定にかかわらず、自己株式の前に自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の科目を別に設けて記載する。

第六十六条の三 自己株式は、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載する。

第六十六条の四 純資産額から第六十一条に規定する新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金及び第六十六条の二に規定するその他有価証券評価差額金を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合 計額を下回る場合には、その差額を注記しな

(削る)

第六十七条 貸借対照表の様式は、別表第三号表の例に、貸借対照表の勘定科目の内容は、この章に定めるものの外、別表第十七号表の例による。

(削る)

第六十八条 (略)

一〇十 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

十一 (略)

十二 (略)

2 前項各号の附属明細表の様式は、別表第四号表から別表第十五号表までに定めるところによる。

第六十九条 (略)

一〇四 (略)

五 当該事業年度末及び直前事業年度末における長期借入金金額がそれぞれの事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下の場合 長期借入金明細表

六 (略)

ればならない。

第六十六条の五 会社が保有する自己株式の数は、株式の種類ごとに注記する。

第六十七条 貸借対照表の様式は、別表第四号表の例に、貸借対照表の勘定科目の内容は、この章に定めるものの外、別表第二十号表の例による。

第六十七条の二 一株当たり純資産額は、注記する。

第六十八条 (略)

一〇十 (略)

十一 資本金明細表

十二 資本剰余金明細表

十三 利益準備金及び任意積立金明細表

十四 減価償却費明細表

十五 引当金明細表

2 前項各号の附属明細表の様式は、別表第五号表から別表第十五号表の四までに定めるところによる。

第六十九条 (略)

一〇四 (略)

五 当該事業年度末及び直前事業年度末における長期借入金金額がそれぞれの事業年度末における負債及び資本の合計額の百分の一以下の場合 長期借入金明細表

六 (略)

(削る)

第七十条 削除

七 資本剰余金又は利益準備金及び任意積立金について、当該事業年度における増加額及び減少額がない場合資本剰余金明細表又は利益準備金及び任意積立金明細表

第七十条 前条の規定により附属明細表の記載を省略した場合には、その旨を注記する。

注 赤字の改正箇所については、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用し、それ以外の部分については、平成18年5月1日以後終了する事業年度から適用します。

注2 様式(別表第一号表「損益計算書」及び別表第四号表「貸借対照表」)については、本文の改正に併せて、次のとおり変更致します。なお、様式における赤文字は、従前からの変更点です。

様式(別表第二号表「株主資本等変動計算書」)を新たに設け、「利益処分計算書」等は、削除します。

別表第一号表（第十五条関係）

損 益 計 算 書

会 社 名

自 年 月 日 至 年 月 日

海運業収益		
(1) 運賃		
1 貨物運賃	× ×	
2 その他運賃	<u>× ×</u>	× × ×
(2) 貸船料		× × ×
(3) その他海運業収益		<u>× × ×</u>
海運業収益合計		× × × ×
海運業費用		
(1) 運航費		
1 貨物費	× ×	
2 燃料費	× ×	
3 港費	× ×	
4 その他運航費	<u>× ×</u>	× × ×
(2) 船費		
1 船員費	× ×	
2 退職給付引当金繰入額	× ×	
3 船舶消耗品費	× ×	
4 船舶保険料	× ×	
5 船舶修繕費	× ×	
6 特別修繕引当金繰入額	× ×	
7 船舶減価償却費	× ×	
8 その他船費	<u>× ×</u>	× × ×
(3) 借船料		× × ×
(4) その他海運業費用		<u>× × ×</u>
海運業費用合計		<u>× × × ×</u>
海運業利益（又は海運業損失）		× × × × ×
その他事業収益		
(1) ビル業収益		× × ×
(2) 倉庫業収益		× × ×
(3) . . . . .		<u>× × ×</u>
その他事業収益合計		× × × ×
その他事業費用		
(1) ビル業費用		× × ×
(2) 倉庫業費用		× × ×
(3) . . . . .		<u>× × ×</u>

その他事業費用合計	<u>× × × ×</u>
その他事業利益（又はその他事業損失）	<u>× × × × ×</u>
営業総利益（又は営業総損失）	× × × × ×
一般管理費	
(1) 役員報酬	× × ×
(2) 従業員給与	× × ×
(3) 退職給付引当金繰入額	× × ×
(4) 福利厚生費	× × ×
(5) 旅費・交通費	× × ×
(6) 通信費	× × ×
(7) 光熱・消耗品費	× × ×
(8) 租税公課	× × ×
(9) 資産維持費	× × ×
(10) 減価償却費	× × ×
(11) 交際費	× × ×
(12) 会費・寄付金	× × ×
(13) 貸倒引当金繰入額（又は貸倒損失）	× × ×
(14) その他一般管理費	<u>× × ×</u>
一般管理費合計	<u>× × × ×</u>
営業利益（又は営業損失）	× × × × ×
営業外収益	
(1) 受取利息	× × ×
(2) 有価証券利息	× × ×
(3) 受取配当金	× × ×
(4) 有価証券売却益	× × ×
(5) その他営業外収益	× × ×
営業外収益合計	× × × ×
営業外費用	
(1) 支払利息	× × ×
(2) 社債利息	× × ×
(3) 社債発行差金償却	× × ×
(4) 社債発行費償却	× × ×
(5) 新株発行費償却	× × ×
(6) 創立費償却	× × ×
(7) 開業費償却	× × ×
(8) 貸倒引当金繰入額（又は貸倒損失）	× × ×
(9) 有価証券売却損	× × ×
(10) その他営業外費用	<u>× × ×</u>
営業外費用合計	<u>× × × ×</u>
経常利益（又は経常損失）	× × × × ×

特別利益	
(1) 前期損益修正益	× × ×
(2) 固定資産売却益	× × ×
(3) その他特別利益	<u>× × ×</u>
特別利益合計	× × × ×
特別損失	
(1) 前期損益修正損	× × ×
(2) 固定資産売却損	× × ×
(3) 減損損失	× × ×
(4) 災害による損失	× × ×
(5) その他特別損失	<u>× × ×</u>
特別損失合計	<u>× × × ×</u>
税引前当期純利益（又は当期純損失）	× × × × ×
法人税、住民税及び事業税（又は法人税等）	× × × ×
法人税等調整額	<u>× × × ×</u>
当期純利益（又は当期純損失）	<u><u>× × × × ×</u></u>

別表第二号表（第二十二条関係）

株主資本等変動計算書

会社名

自 年 月 日 至 年 月 日

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金			評価・ 換算差 額等合 計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金									
					(何) 積立金	繰越利益 剰余金									
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	-×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額															
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××
剰余金の配当					×××		-×××	-×××		-×××					-×××
当期純利益						×××	×××	×××		×××					×××
自己株式の処分									×××	×××					×××
.....															
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）															
当期変動額合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	-×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序による。
2. 株主資本以外の科目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序による。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、直前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目毎のそれぞれの金額を注記する。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目毎のそれぞれの金額を注記する。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
6. 株主資本等変動計算書の様式は、純資産の各項目を縦に並べる様式によることができる。

別表第三号表（第六十七条関係）

貸借対照表

会社名

年 月 日

資産の部

流動資産		
(1) 現金及び預金		× × × ×
(2) 受取手形	× × ×	
貸倒引当金	<u>- × × ×</u>	× × × ×
(3) 海運業未収金	× × ×	
貸倒引当金	<u>- × × ×</u>	× × × ×
(4) その他事業未収金	× × ×	
貸倒引当金	<u>- × × ×</u>	× × × ×
(5) 短期貸付金	× × ×	
貸倒引当金	<u>- × × ×</u>	× × × ×
(6) 立替金		× × × ×
(7) 有価証券		× × × ×
(8) 親会社株式		× × × ×
(9) 貯蔵品		× × × ×
(10) 繰延及び前払費用		× × × ×
(11) 代理店債権		× × × ×
(12) 繰延税金資産		× × × ×
(13) その他流動資産		<u>× × × ×</u>
流動資産合計		× × × ×
固定資産		
(1) 有形固定資産		
1 船舶	× ×	
減価償却累計額	<u>- × ×</u>	× × ×
2 建物	× ×	
減価償却累計額	<u>- × ×</u>	× × ×
3 構築物	× ×	
減価償却累計額	<u>- × ×</u>	× × ×
4 機械及び装置	× ×	
減価償却累計額	<u>- × ×</u>	× × ×
5 車両及び運搬具	× ×	
減価償却累計額	<u>- × ×</u>	× × ×
6 器具及び備品	× ×	
減価償却累計額	<u>- × ×</u>	× × ×
7 土地		
8 建設仮勘定		



9	その他有形固定資産	× ×	
	減価償却累計額	<u>- × ×</u>	<u>× × ×</u>
	有形固定資産合計		× × × ×
(2)	無形固定資産		
1	のれん		× × ×
2	借地権		× × ×
3	ソフトウェア		× × ×
4	その他無形固定資産		<u>× × ×</u>
	無形固定資産合計		× × × ×
(3)	投資その他の資産		
1	投資有価証券		× × ×
2	関係会社株式		× × ×
3	関係会社社債		× × ×
4	出資金		× × ×
5	関係会社出資金		× × ×
6	長期貸付金	× ×	
	貸倒引当金	<u>- × ×</u>	× × ×
7	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	× ×	
	貸倒引当金	<u>- × ×</u>	× × ×
8	関係会社長期貸付金	× ×	
	貸倒引当金	<u>- × ×</u>	× × ×
9	破産債権、再生債権、更生債権その他 これらに準ずる債権	× ×	
	貸倒引当金	<u>- × ×</u>	× × ×
10	長期前払費用		× × ×
11	繰延税金資産		× × ×
12	その他長期資産		× × ×
	投資その他の資産合計		<u>× × × ×</u>
	固定資産合計		× × × ×
	繰延資産		
(1)	創立費		× × × ×
(2)	開業費		× × × ×
(3)	新株発行費		× × × ×
(4)	社債発行費		× × × ×
(5)	社債発行差金		× × × ×
(6)	開発費		<u>× × × ×</u>
	繰延資産合計		<u>× × × ×</u>
	資産合計		<u>× × × ×</u>

## 負債の部

### 流動負債

(1) 支払手形		× × × ×
(2) 海運業未払金		× × × ×
(3) その他事業未払金		× × × ×
(4) 短期借入金		× × × ×
(5) 未払金		× × × ×
(6) 未払費用		× × × ×
(7) 未払法人税等		× × × ×
(8) 繰延税金負債		× × × ×
(9) 前受金		× × × ×
(10) 預り金		× × × ×
(11) 前受収益		× × × ×
(12) 代理店債務		× × × ×
(13) 引当金		
1 修繕引当金	× × ×	
2 賞与引当金	× × ×	
3 . . . . .	<u>× × ×</u>	× × × ×
(14) 株主、役員又は従業員からの預り金		× × × ×
(15) その他流動負債		<u>× × × ×</u>
流動負債合計		× × × ×
固定負債		
(1) 社債		× × × ×
(2) 長期借入金		× × × ×
(3) 関係会社長期借入金		× × × ×
(4) 引当金		
1 退職給付引当金	× × ×	
2 特別修繕引当金	× × ×	
3 . . . . .	<u>× × ×</u>	
(5) 株主、役員又は従業員からの長期借入金		× × × ×
(6) 長期未払金		× × × ×
(7) 繰延税金負債		× × × ×
(8) 負ののれん		× × × ×
(9) その他固定負債		<u>× × × ×</u>
固定負債合計		<u>× × × ×</u>
負債合計		× × × ×
	純 資 産 の 部	
株主資本		
(1) 資本金		× × × ×
(2) 資本剰余金		
1 資本準備金	× ×	
2 その他資本剰余金	<u>× ×</u>	

資本剰余金合計		× × × ×
(3) 利益剰余金		
1 利益準備金	× ×	
2 その他利益剰余金		
・ ・ ・ ・ 積立金	× ×	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	× ×	
繰越利益剰余金	<u>× ×</u>	
利益剰余金合計		× × × ×
(4) 自己株式		- × × × ×
株主資本合計		<u>× × × ×</u>
評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金		× × × ×
(2) 繰延ヘッジ損益		× × × ×
(3) 土地再評価差額金		<u>× × × ×</u>
評価・換算差額等合計		× × × ×
新株予約権		× × × ×
純資産合計		<u>× × × ×</u>
負債純資産合計		<u><u>× × × ×</u></u>